

2025年12月  
野村信託銀行株式会社

## 「銀行取引約款集（銀行代理店用）」等の改定のお知らせ

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

野村信託銀行株式会社は、2026年1月5日付で、以下の約款・規定について改定いたします。

### 1. 改定理由

「預貯金者的意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づく受付を当社が開始するため。

### 2. 改定内容

以下の新旧対照表の通りです。

## 銀行取引約款集（銀行代理店用） 新旧対照表

2026年1月5日改定

（下線部変更）

新	旧
<p>＜銀行取引共通約款（銀行代理店用）＞</p> <p>第6章 雜則</p> <p><b>第23条の3 口座管理法に基づく申出</b></p> <p><u>(1) お客様は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（本約款において、「口座管理法」といいます）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます）の利用による預貯金口座の管理（以下、「預貯金口座付番」といいます）を申し出ることができます。</u></p>	<p>＜銀行取引共通約款（銀行代理店用）＞</p> <p>第6章 雜則</p> <p><b>第23条の3 口座管理法に基づく申出</b></p> <p><u>2024年4月1日以降、</u>お客様は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（本約款において、「口座管理法」といいます）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます）の利用による預金口座の管理を申し出ることができます。</p>

この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの専用サイト

(https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php) から所要の申込書をご請求ください。

1. 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。

2. お客様の個人番号は、所得税法の規定による支払に関する調書の提出、生活保護法の規定による報告、預金保険法の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

(2) 預貯金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。

1. 当社への付番のほか、当社経由で他の金融機関への付番を行うことが可能です。  
当社及び他の金融機関（当該他の金融機関への付番を行う場合）のお客様名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。また、原則として付番完了後に付番を取り消すことはできません。

2. 本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。必ず最新かつ正確な氏名・住所・生年月日をご提供ください。お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。また、他の金融機関への付番を行う場合、本申出時にいただく氏名・住所・生年月日が当該他の金融機関に届け出されているものと異なっていると、正しく付番が行われない場合があります。

3. 本申出によりご提出いただいた個人情

この申し出を希望するお客様は、銀行代理店である野村證券のバンキングサービスサポートダイヤル（電話0120-65-0109）へご連絡ください。

(1) 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。

(2) お客様の個人番号は、所得税法の規定による支払に関する調書の提出、生活保護法の規定による報告、預金保険法の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預金口座を特定するために利用され得るものであること。

報・個人番号の利用目的については、本約款集末尾の「個人情報保護方針」・「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」をご参照ください。

4. 付番の結果については、当社または預金保険機構から通知します。当社から通知する場合は、バンキングサービスのお知らせにご案内するとともに、メールアドレスをご登録されている場合は併せて通知します。預金保険機構から通知する場合は郵送で通知しますが、口座有無の確認等のため、結果通知まで2~3週間ほどお時間をいただく場合があります。

5. 本申出をいただく際、所要の申込書に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認書類として顔写真付きの公的書類(1点)または顔写真のない公的書類(2点)、及び、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は所要の申込書に記載しています。

(2026. 01. 05)

<特定個人情報等の取扱いに関する基本方針>

**【個人番号の利用目的】**

- ・金融商品取引に関する法定書類作成事務
- ・信託取引に関する法定書類作成事務
- ・国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- ・預貯金口座付番に関する事務
- ・公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
- ・災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務

(2025. 11. 04)

<特定個人情報等の取扱いに関する基本方針>

**【個人番号の利用目的】**

- ・金融商品取引に関する法定書類作成事務
- ・信託取引に関する法定書類作成事務
- ・国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- ・預貯金口座付番に関する事務

<p>・本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務</p>	
(2026. 01. 05)	(2018. 01. 04)

## 普通預金（付利型）規定 新旧対照表

2026年1月5日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>14の2.（口座管理法に基づく申出）            （1）お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（この規定において「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金口座の管理（以下「預貯金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの専用サイト（<a href="https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php">https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php</a>）から所要の申込書をご請求ください。</p> <p>① 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定</p>	<p>14の2.（口座管理法に基づく申出）            （1）お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（この規定において「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預金口座の管理（以下「預金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社営業業務部（電話 03-5202-1688）へご連絡ください。</p> <p>① 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定</p>

<p>に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 預貯金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。</p> <p>① <u>当社への付番のほか、当社経由で他の金融機関への付番を行うことが可能です。当社および他の金融機関（当該他の金融機関への付番を行う場合）のお客様名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。また、原則として付番完了後に付番を取り消すことはできません。</u></p> <p>② <u>本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。必ず最新かつ正確な氏名・住所・生年月日をご提供ください。お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。また、他の金融機関への付番を行う場合、本申出時にいただく氏名・住所・生年月日が当該他の金融機関に届け出されているものと異なっていると、正しく付番が行われない場合があります。</u></p> <p>④ <u>付番の結果については、当社または預金保険機構から通知します。当社から通知する場合は郵送または当社バンキングサービスのお知らせ等で通知します。預金保険機構からの通知する場合は郵送で通知しますが、口座有無の確認等のため、結果通知まで2~3週間ほどお時間をいただく場合があります。</u></p> <p>⑤ <u>本申出をいただく際、所要の申込書に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認書類として顔写真付きの公的書類(1点)または顔写真のない公的書類(2点)、および、</u></p>	<p>に基づく手続においてお客様の預金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 預金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。</p> <p>① <u>本申出を行うお客様名義の全ての預金口座が付番対象となります。</u></p> <p>② <u>本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。</u></p> <p>④ <u>預金口座付番の結果については、郵送で通知します。</u></p> <p>⑤ <u>本申出をいただく際、「預金口座付番申込書」に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認書類として顔写真付きの公的書類(1点)または顔写真のない公的書類(2点)、</u></p>
--	--

<p>個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は<u>所要の申込書</u>に記載しています。</p> <p style="text-align: center;">(2026年1月5日現在)</p>	<p>および、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は「<u>預金口座付番申込書</u>」に記載しています。</p> <p style="text-align: center;">(2025年5月7日現在)</p>
---	--

## 普通預金（非付利型）規定 新旧対照表

2026年1月5日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>11の2.（口座管理法に基づく申出）            (1) お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者的意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（この規定において「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金口座の管理（以下「預貯金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社<u>ホームページの専用サイト</u>（<a href="https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php">https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php</a>）から所要の申込書をご請求ください。</p> <p>① 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の</p>	<p>11の2.（口座管理法に基づく申出）            (1) お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者的意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（この規定において「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預金口座の管理（以下「預金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社<u>営業業務部</u>（電話 03-5202-1688）へご連絡ください。</p> <p>① 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の</p>

<p>規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 預貯金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。</p> <p>① <u>当社への付番のほか、当社経由で他の金融機関への付番を行うことが可能です。当社および他の金融機関（当該他の金融機関への付番を行う場合）のお客様名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。また、原則として付番完了後に付番を取り消すことはできません。</u></p> <p>② <u>本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。必ず最新かつ正確な氏名・住所・生年月日をご提供ください。お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。また、他の金融機関への付番を行う場合、本申出時にいただく氏名・住所・生年月日が当該他の金融機関に届け出されているものと異なっていると、正しく付番が行われない場合があります。</u></p> <p>④ <u>付番の結果については、当社または預金保険機構から通知します。当社から通知する場合は郵送または当社バンキングサービスのお知らせ等で通知します。預金保険機構から通知する場合は郵送で通知しますが、口座有無の確認等のため、結果通知まで2~3週間ほどお時間をいただく場合があります。</u></p> <p>⑤ <u>本申出をいただく際、所要の申込書に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認書類として顔写真付きの公的書類(1点)ま</u></p>	<p>規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 預金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。</p> <p>① <u>本申出を行うお客様名義の全ての預金口座が付番対象となります。</u></p> <p>② <u>本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。</u></p> <p>④ <u>預金口座付番の結果については、郵送で通知します。</u></p> <p>⑤ <u>本申出をいただく際、「預金口座付番申込書」に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認書類として顔写真付きの公的書類</u></p>
---	---

<p>たは顔写真のない公的書類(2点)、および、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は<u>所要の申込書</u>に記載しています。</p>	<p>(1点)または顔写真のない公的書類(2点)、および、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は「<u>預金口座付番申込書</u>」に記載しています。</p>
<p><u>(2026年1月5日現在)</u></p>	<p><u>(2025年5月7日現在)</u></p>

## 定期預金規定(期日型) 新旧対照表

2026年1月5日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>11の2. (口座管理法に基づく申出)</p> <p>(1) お客様(個人に限ります。)は、「預貯金者的意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(この規定において「口座管理法」といいます。)第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)の利用による預貯金口座の管理(以下「<u>預貯金口座付番</u>」といいます。)を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの専用サイト(<a href="https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php">https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php</a>)から<u>所要の申込書</u>をご請求ください。</p> <p>① 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保</p>	<p>11の2. (口座管理法に基づく申出)</p> <p>(1) お客様(個人に限ります。)は、「預貯金者的意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(この規定において「口座管理法」といいます。)第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)の利用による預金口座の管理(以下「<u>預金口座付番</u>」といいます。)を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社営業業務部(電話03-5202-1688)へご連絡ください。</p> <p>① 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保</p>

護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

(2) 預貯金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。

① 当社への付番のほか、当社経由で他の金融機関への付番を行うことが可能です。当社および他の金融機関（当該他の金融機関への付番を行う場合）のお客様名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。また、原則として付番完了後に付番を取り消すことはできません。

② 本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。必ず最新かつ正確な氏名・住所・生年月日をご提供ください。お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。また、他の金融機関への付番を行う場合、本申出時にいただく氏名・住所・生年月日が当該他の金融機関に届け出されているものと異なっていると、正しく付番が行われない場合があります。

④ 付番の結果については、当社または預金保険機構から通知します。当社から通知する場合は郵送または当社バンキングサービスのお知らせ等で通知します。預金保険機構から通知する場合は郵送で通知しますが、口座有無の確認等のため、結果通知まで2~3週間ほどお時間をいただく場合があります。

⑤ 本申出をいただく際、所要の申込書に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認

護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預金口座を特定するために利用され得るものであること。

(2) 預金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。

① 本申出を行うお客様名義の全ての預金口座が付番対象となります。

② 本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。

④ 預金口座付番の結果については、郵送で通知します。

⑤ 本申出をいただく際、「預金口座付番申込書」に加えて、氏名・住所等が確認できる

<p>書類として顔写真付きの公的書類(1点)または顔写真のない公的書類(2点)、および、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は<u>所要の申込書</u>に記載しています。</p> <p style="text-align: center;">(2026年1月5日現在)</p>	<p>本人確認書類として顔写真付きの公的書類(1点)または顔写真のない公的書類(2点)、および、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は「<u>預金口座付番申込書</u>」に記載しています。</p> <p style="text-align: center;">(2025年5月7日現在)</p>
--	---

## 外貨普通預金規定 新旧対照表

2026年1月5日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>11の2. (口座管理法に基づく申出)</p> <p>(1) お客様(個人に限ります。)は、「預貯金者的意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(この規定において「口座管理法」といいます。)第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)の利用による預貯金口座の管理(以下「預貯金口座付番」といいます。)を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社<u>ホームページの専用サイト</u>  <u>(https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php)</u>から<u>所要の申込書</u>をご請求ください。</p> <p>① 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p>	<p>11の2. (口座管理法に基づく申出)</p> <p>(1) お客様(個人に限ります。)は、「預貯金者的意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(この規定において「口座管理法」といいます。)第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)の利用による預金口座の管理(以下「預金口座付番」といいます。)を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社<u>営業業務部</u>(電話03-5202-1688)へご連絡ください。</p> <p>① 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p>

<p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>（2）預貯金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。</p> <p>① <u>当社への付番のほか、当社経由で他の金融機関への付番を行うことが可能です。当社および他の金融機関（当該他の金融機関への付番を行う場合）のお客様名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。また、原則として付番完了後に付番を取り消すことはできません。</u></p> <p>② 本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。<u>必ず最新かつ正確な氏名・住所・生年月日をご提供ください。</u>お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。<u>また、他の金融機関への付番を行う場合、本申出時にいただく氏名・住所・生年月日が当該他の金融機関に届け出されているものと異なっていると、正しく付番が行われない場合があります。</u></p> <p>④ 付番の結果については、<u>当社または預金保険機構から通知します。当社から通知する場合は郵送または当社バンキングサービスのお知らせ等で通知します。預金保険機構から通知する場合は郵送で通知しますが、口座有無の確認等のため、結果通知まで2~3週間ほどお時間をいただく場合があります。</u></p>	<p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>（2）預金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。</p> <p>① <u>本申出を行うお客様名義の全ての預金口座が付番対象となります。</u></p> <p>② 本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。</p> <p>④ <u>預金口座付番の結果については、郵送で通知します。</u></p>
---	---

<p>⑤ 本申出をいただく際、<u>所要の申込書</u>に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認書類として顔写真付きの公的書類(1点)または顔写真のない公的書類(2点)、および、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は<u>所要の申込書</u>に記載しています。</p> <p style="text-align: center;">(2026年1月5日現在)</p>	<p>⑤ 本申出をいただく際、「<u>預金口座付番申込書</u>」に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認書類として顔写真付きの公的書類(1点)または顔写真のない公的書類(2点)、および、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は「<u>預金口座付番申込書</u>」に記載しています。</p> <p style="text-align: center;">(2025年5月7日現在)</p>
--	--

## 外貨定期預金規定 新旧対照表

2026年1月5日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>13の2. (口座管理法に基づく申出)</p> <p>(1) お客様(個人に限ります。)は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(この規定において「口座管理法」といいます。)第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)の利用による預貯金口座の管理(以下「預貯金口座付番」といいます。)を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの専用サイト  <u>(<a href="https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php">https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php</a>)</u>から所要の申込書をご請求ください。</p> <p>① 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相</p>	<p>13の2. (口座管理法に基づく申出)</p> <p>(1) お客様(個人に限ります。)は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(この規定において「口座管理法」といいます。)第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)の利用による預金口座の管理(以下「預金口座付番」といいます。)を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社営業業務部(電話03-5202-1688)へご連絡ください。</p>

続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。

② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

(2) 預貯金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。

① 当社への付番のほか、当社経由で他の金融機関への付番を行うことが可能です。当社および他の金融機関（当該他の金融機関への付番を行う場合）のお客様名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。また、原則として付番完了後に付番を取り消すことはできません。

② 本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。必ず最新かつ正確な氏名・住所・生年月日をご提供ください。お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。また、他の金融機関への付番を行う場合、本申出時にいただく氏名・住所・生年月日が当該他の金融機関に届け出されているものと異なっていると、正しく付番が行われない場合があります。

④ 付番の結果については、当社または預金保険機構から通知します。当社から通知する場合は郵送または当社バンキングサービスのお知らせ等で通知します。預金保険機構から通知する場合は郵送で通知しますが、口座有無の確認等のため、結果通知ま

続人がお客様の預金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。

② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預金口座を特定するために利用され得るものであること。

(2) 預金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。

① 本申出を行うお客様名義の全ての預金口座が付番対象となります。

② 本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。

④ 預金口座付番の結果については、郵送で通知します。

<p><u>で 2~3 週間ほどお時間をいただく場合があります。</u></p> <p>⑤ 本申出をいただく際、<u>所要の申込書</u>に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認書類として顔写真付きの公的書類(1 点)または顔写真のない公的書類(2 点)、および、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は<u>所要の申込書</u>に記載しています。</p> <p style="text-align: center;"><u>(2026年1月5日現在)</u></p>	<p>⑤ 本申出をいただく際、「<u>預金口座付番申込書</u>」に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認書類として顔写真付きの公的書類(1 点)または顔写真のない公的書類(2 点)、および、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は「<u>預金口座付番申込書</u>」に記載しています。</p> <p style="text-align: center;"><u>(2025年5月7日現在)</u></p>
--	---

## 自動継続外貨定期預金規定（銀行代理店用） 新旧対照表

2026年1月5日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>13-2. 口座管理法に基づく申出</p> <p>(1) お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（本約款において、「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金口座の管理（以下、「預貯金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの専用サイト  <u><a href="https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php">https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php</a></u> から所要の申込書をご請求ください。</p>	<p>13-2. 口座管理法に基づく申出</p> <p>(1) お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（本約款において、「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金口座の管理（以下、「預金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社営業業務部（電話 03-5202-1688）へご連絡ください。</p>

<p>① 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 預貯金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。</p> <p>① <u>当社への付番のほか、当社経由で他の金融機関への付番を行うことが可能です。当社および他の金融機関（当該他の金融機関への付番を行う場合）のお客様名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。また、原則として付番完了後に付番を取り消することはできません。</u></p> <p>② <u>本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。必ず最新かつ正確な氏名・住所・生年月日をご提供ください。お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。また、他の金融機関への付番を行う場合、本申出時にいただく氏名・住所・生年月日が当該他の金融機関に届け出されているものと異なっていると、正しく付番が行われない場合があります。</u></p> <p>④ <u>付番の結果については、当社または預金保険機構から通知します。当社から通知する場合は郵送または当社バンキングサービスのお知らせ等で通知します。預金保険機</u></p>	<p>① 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 預金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。</p> <p>① <u>本申出を行うお客様名義の全ての預金口座が付番対象となります。</u></p> <p>② <u>本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。</u></p> <p>④ <u>預金口座付番の結果については、郵送で通知します。</u></p>
--	---

<p><u>構から通知する場合は郵送で通知しますが、口座有無の確認等のため、結果通知まで 2~3 週間ほどお時間をいただく場合があります。</u></p> <p>⑤ 本申出をいただく際、<u>所要の申込書</u>に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認書類として顔写真付きの公的書類(1 点)または顔写真のない公的書類(2 点)、および、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は<u>所要の申込書</u>に記載しています。</p>	<p>⑤ 本申出をいただく際、<u>預金口座付番申込書</u>に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認書類として顔写真付きの公的書類(1 点)または顔写真のない公的書類(2 点)、および、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は「<u>預金口座付番申込書</u>」に記載しています。</p>
---	---

## 通貨オプション付定期預金規定（銀行代理店用） 新旧対照表

2026 年 1 月 5 日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>13-2. 口座管理法に基づく申出</p> <p>(1) お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（本約款において、「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金口座の管理（以下、「預貯金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの専用サイト（<a href="https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php">https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php</a>）から所要の申込書をご請求ください。</p>	<p>13-2. 口座管理法に基づく申出</p> <p>(1) お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（本約款において、「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預金口座の管理（以下、「預金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社営業業務部（電話 03-5202-1688）へご連絡ください。</p>

<p>① 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 預貯金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。</p> <p>① <u>当社への付番のほか、当社経由で他の金融機関への付番を行うことが可能です。</u>  <u>当社および他の金融機関（当該他の金融機関への付番を行う場合）のお客様名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。また、原則として付番完了後に付番を取り消すことはできません。</u></p> <p>② <u>本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。必ず最新かつ正確な氏名・住所・生年月日をご提供ください。</u>お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。<u>また、他の金融機関への付番を行う場合、本申出時にいただく氏名・住所・生年月日が当該他の金融機関に届け出されているものと異なっていると、正しく付番が行われない場合があります。</u></p> <p>④ 付番の結果については、<u>当社または預金保険機構から通知します。</u>当社から通知する場合は郵送または当社バンキングサービスのお知らせ等で通知します。預金保険機</p>	<p>① 災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 預金口座付番の申出に際し、以下のご留意点についてご確認ください。</p> <p>① <u>本申出を行うお客様名義の全ての預金口座が付番対象となります。</u></p> <p>② <u>本申出をいただく際、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。お届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続きを行っていただく必要があります。</u></p> <p>④ <u>預金口座付番の結果については、郵送で通知します。</u></p>
---	---

構から通知する場合は郵送で通知しますが、口座有無の確認等のため、結果通知まで 2~3 週間ほどお時間をいただく場合があります。

⑤ 本申出をいただく際、所要の申込書に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認書類として顔写真付きの公的書類(1 点)または顔写真のない公的書類(2 点)、および、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は所要の申込書に記載しています。

⑤ 本申出をいただく際、「預金口座付番申込書」に加えて、氏名・住所等が確認できる本人確認書類として顔写真付きの公的書類(1 点)または顔写真のない公的書類(2 点)、および、個人番号が確認できる書類として最新の記載のある「個人番号カード」等をご提示またはご提出いただきます。詳細は「預金口座付番申込書」に記載しています。

以 上